

# 意見書

平成 21 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかた こうじ

代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

IPv6 インターネット接続に関する接続約款の変更案に関し、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

## 【弊社意見】

### 1. トンネル方式について

トンネル方式は、基本的な接続機能と位置づけられ、ネイティブ方式と比較し接続事業者の選定等はなく、多数の事業者が接続可能であり利用の公平性の確保への配慮がされているものと考えられます。しかしながらユーザ利便性の観点からみた場合、次の問題点があり、本方式を認可する上で検討が必要であると考えます。

- ・マルチプレフィックス問題を解決するための NAT 機能を具備する方式として、アダプタの設置が必要となりユーザの費用負担になるとされています。しかしながら、トンネル方式が基本的な接続機能と位置づけられ、また機能提供者の都合でアダプタの設置が必要になるのであれば、その費用はユーザではなく提供者である NTT 東西殿が負担すべきものであると考えます。

- ・トンネル方式の技術的問題としては、トンネルの技術的条件が IETF やブロードバンドフォーラム等の国際標準、デファクトスタンダードの醸成を待たずして決められたために、HGW を介さずにユーザ所有のパソコンに直結する形態がサポートされておらず、将来的にもサポートの見込みが示されていないことが挙げられます。現在の B フレッツサービスにおいてもこのような形態にて接続しているユーザが多くいることが想定され、このようなサービス環境下ではユーザ利便性のスペックダウンとなり、また既存のユーザが NGN に移行する大きな障壁になることにもつながるため、解決に向けた検討が必要であると考えます。

### 2. ネイティブ方式について

ネイティブ方式については、技術的な問題から当面最大 3 社の接続のみに制限されていますが、「3 社」と制限された経緯については不透明であり十分な説明が行われていないと考えます。4 社以上の申込の際の選定基準は現在の契約数の多い事業者が選定されることになり、更には 4 社以上の接続が可能となる見込みも示されていません。また、当初の接続 POI は NTT 東西エリア各 1 箇所ずつとなり、地方のみで事業展開する事業者にとってはハードルの高い接続条件になっています。これでは地方のみで展開する小規模事業者や新規参入事業者にとっては不利に働く条件となり、初回に選定される事業者 3 社によって、事実上市場の独占化が行われ公正競争の確保が非常に困難になると考えます。

したがって、ネイティブ方式の導入にあたっては、公正競争の確保が損なわれないようなセー

フティネットを予め行政によって準備していただけるよう要望させていただきます。

## 2.1. ネイティブ方式の認可について

上記のことを踏まえ、以下の課題及び技術的な問題が解決され接続を希望する事業者に広く利用可能となり、インターネット接続市場における公正競争の確保が十分に行える環境が整った段階でネイティブ方式での接続は開始されるべきであり、現時点でのネイティブ方式の導入は時期尚早であると考えます。

## 2.2. ネイティブ接続事業者の選定手続・基準について

ネイティブ接続事業者の選定手続きにおいては、選定結果は開示されるものの手続プロセスはNTT東西殿内に閉じられたものとなっており、手続の適正性及び透明性の確保が不十分であると考えます。適正な選定手続を確保するためには、NTT東西殿以外の第三者による選定作業が必要であると考えます。

また、当面3社接続のみに制限されている中で、多くのユーザを抱えるNTT東西殿の子会社や関連会社が接続事業者枠を占めた場合は公正競争の確保が困難になることが考えられます。そのためNTT東西殿の子会社や関連会社が接続事業者枠の独占を防止するために接続事業者枠の上限の設定もしくは当面は選定することを許容しない等のルールの設定が必要になると考えます。

## 2.3. ネイティブ接続事業者の責務

ネイティブ接続事業者の責務として、接続約款上に「他事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと」「特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと」を遵守させる規定を行うとありますが、加えてネイティブ接続事業者のリテールサービスとISP事業者のサービスとの間の同等性を確保する観点も追加すべきと考えます。

なお、本規定については、ネイティブ接続事業者がそのような取扱いを行った場合の具体的な検証スキームもないままでは実態を把握できないため、実効性が伴っていないものと考えられます。

たとえば、MNOがMVNOに対する提供条件を公表している「標準プラン」などをネイティブ接続事業者に対して求めるなど、客観的な透明性の確保をはかることが必要と考えます。

## 2.4. ユーザ情報の取り扱い等その他問題

ネイティブ方式では、ユーザ情報をNTT東西殿、ネイティブ接続事業者とISP事業者の競合他社間にて共有することになるため、特にネイティブ接続事業者のユーザ情報のファイアウォールの厳格化が必要であると考えます。

## 2.5. NGN 網内折り返し通信等その他問題について

ネイティブ方式では、網内折り返し通信を提供することとなっていますが、ユーザ間の通信が NGN 網内で折り返した場合、ISP 事業者はその通信について管理することができません。そのため、警察など捜査機関からの不正利用に関する照会が届いた場合に、対応ができない問題が発生します。

また、ネイティブ方式ではひとつの IPv6 アドレスで閉域網である NGN と公衆網であるインターネットに接続するため、NGN 内におけるセキュリティが低下し更にはユーザ利便性の低下が想定されます。

## 3. その他

大小さまざまな ISP 事業者が市場を活性化しユーザ利便性の向上が図られてきた日本のインターネット市場において、IPv6 インターネット接続方式を検討する上での重要な観点は公正競争の確保であり、NTT 東西殿が ISP 事業を行うことがないようにセーフティネットを設ける必要があると考えます

以上